

資料 1-1 トラックの「改善基準告示」見直しのポイント


第10回 労働政策審議会労働条件分科会
自動車運転者労働時間等専門委員会トラック作業部会

厚生労働省 労働基準局 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

トラックの「改善基準告示」見直しのポイント

- ▶ 長時間・過重労働の実態にある自動車運転者の健康確保等の観点から、見直しを行うもの。

	現行	見直し後
1年の拘束時間	<u>3,516時間</u>	原則： <u>3,300時間</u> 
1か月の拘束時間	原則： <u>293時間</u> 最大： <u>320時間</u>	原則： <u>284時間</u> 最大： <u>310時間</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">1年の拘束時間が<u>3,400時間</u>を超えない範囲で<u>年6回</u>まで</div> ※ <u>284時間</u> を超える月が3か月を超えて連続しないこと。 ※ 月の時間外・休日労働が <u>100時間</u> 未満となるよう努める。
1日の休息期間	<u>継続8時間</u>	<u>継続11時間を基本とし、9時間下限</u> ※ <u>長距離・泊付きの運行</u> の場合は、 <u>運行を早く切り上げ、まとまった休息を取れるよう例外を規定</u> 。

【その他】

- ▶ 連続運転時間：「運転の中断」は「原則休憩」とする。SA・PA等に駐車できない等、やむを得ない場合は30分延長可。
- ▶ 分割休息特例：分割の方法を見直し（現行：4H+6H、5H+5H等 → 見直し後：3H+7Hも可）、分割休息が連続する期間を短縮。
- ▶ 2人乗務特例：車両が一定の基準を満たす場合には、拘束時間を延長。ただし、運行終了後11時間以上の休息を確保。
- ▶ 予期し得ない事象：事故、故障、災害等やむを得ない場合の例外的取扱いを規定。